



探偵業法が改正

されます!!

主な改正概要

- 公安委員会が交付する探偵業届出証明書が廃止されます。
- 探偵業者は、探偵業届出証明書の代わりに「**標識**」を作成し、**営業所に掲示**するとともに、**ウェブサイトに掲載**する必要があります。(標識の様式は、下記のとおり)

標識の様式

探偵業者

届出書を提出した公安委員会	群馬県公安委員会
届出書の受理番号	第42000000号
届出書を提出した年月日	令和●年●月●日
商号、名称又は氏名	株式会社▲▲
営業所の名称	<input type="checkbox"/> 探偵事務所
営業所の所在地	群馬県前橋市大手町●丁目●番●号
営業所の種別	主たる営業所
広告又は宣伝をする場合に使用する名称	<input type="checkbox"/> 探偵事務所

★「届出書の受理番号」とは？

- 令和6年4月1日現在、すでに探偵業届出証明書の交付を受けている場合は、下記の探偵業届出証明書に**赤色下線を引いた8桁番号**
- 令和6年4月1日以降に探偵業開始届出を提出する場合は、**警察署窓口で教示する8桁番号**



★「届出書を提出した年月日」とは？

- 令和6年4月1日現在、すでに探偵業届出証明書の交付を受けている場合は、右記の探偵業届出証明書に**青色下線を引いた年月日**
- 令和6年4月1日以降に探偵業開始届出書を提出する場合は、**警察署窓口**に提出した年月日

第42●●●●●●号

探偵業届出証明書

下記の探偵業については、●年●月●日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条 第1項 第2項の規定により届出書を提出したことを証明する。

法第4条第1項の届出書を提出した年月日(当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号) ●年●月●日(第42000000号)

商号、名称又は氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 株式会社▲▲

営業所の名称 探偵事務所



その他の改正概要等については、裏面を確認してください。

ウェブサイトへの掲載義務の免除

次のいずれかに該当する場合は、標識のウェブサイトへの掲載義務が除外されます。

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- 探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

その他の改正概要

- 探偵業届出証明書の廃止に伴い、探偵業の「開始届出書」、「変更届出書」の提出の際、手数料は不要になります。
- その他、探偵業の開始届出、変更届出に必要な添付書類など探偵業届出証明書に関する事項以外は、手続に変更はありません。
- 標識の記載内容に変更が生じた場合は、新たに標識を作成してください。
- 「探偵業変更届出書」及び「探偵業廃止届出書」の様式が変更されます。
※ 様式中の「探偵業届出証明書の番号」が「法第4条第1項の受理番号」に変更されるのみで、大きな変更はありません。

留意事項

- 変更後の届出書の様式や、標識の様式のモデルは、県警ホームページに掲載します。
- 探偵業開始届出を提出した後、標識を作成する必要がありますが、標識の作成に必要な「届出書の受理番号」は、警察署窓口で書面を交付する等して通知します。
- 既に交付を受けている探偵業届出証明書は、令和6年4月1日以降は不要となりますので、警察署窓口へ提出してください。